令和８年度　集団指導
全施設・サービス事業所　総合事業編



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

制度に関すること

鹿児島市　長寿あんしん課　地域包括ケア推進係

１．地域包括ケアシステムについて

「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援という５つのサービス・支援を適切に受けることができるような地域での体制のこと。



〇左のイラストは、地域包括ケアシステムの５つの構成要素を、より詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを植物に例えて図示したものです。

〇「住まい」と「介護予防・生活支援」を基本的な要素とし、そのような養分を含んだ土があって初めて、専門職による「医療・看護」などが効果的な役目を果たすという考え方を表しています。

出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域ケアマネジメント」
（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

2．総合事業の目的・考え方

(1)趣旨

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降、少子化を背景として生産年齢人口（現役世代）は減少し、医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる。
- 一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで一貫して増加し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は増加していく。
- 加えて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋

２．総合事業の目的・考え方

(2)目的

① 認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること

② ①のための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うこと

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋

2．総合事業の目的・考え方

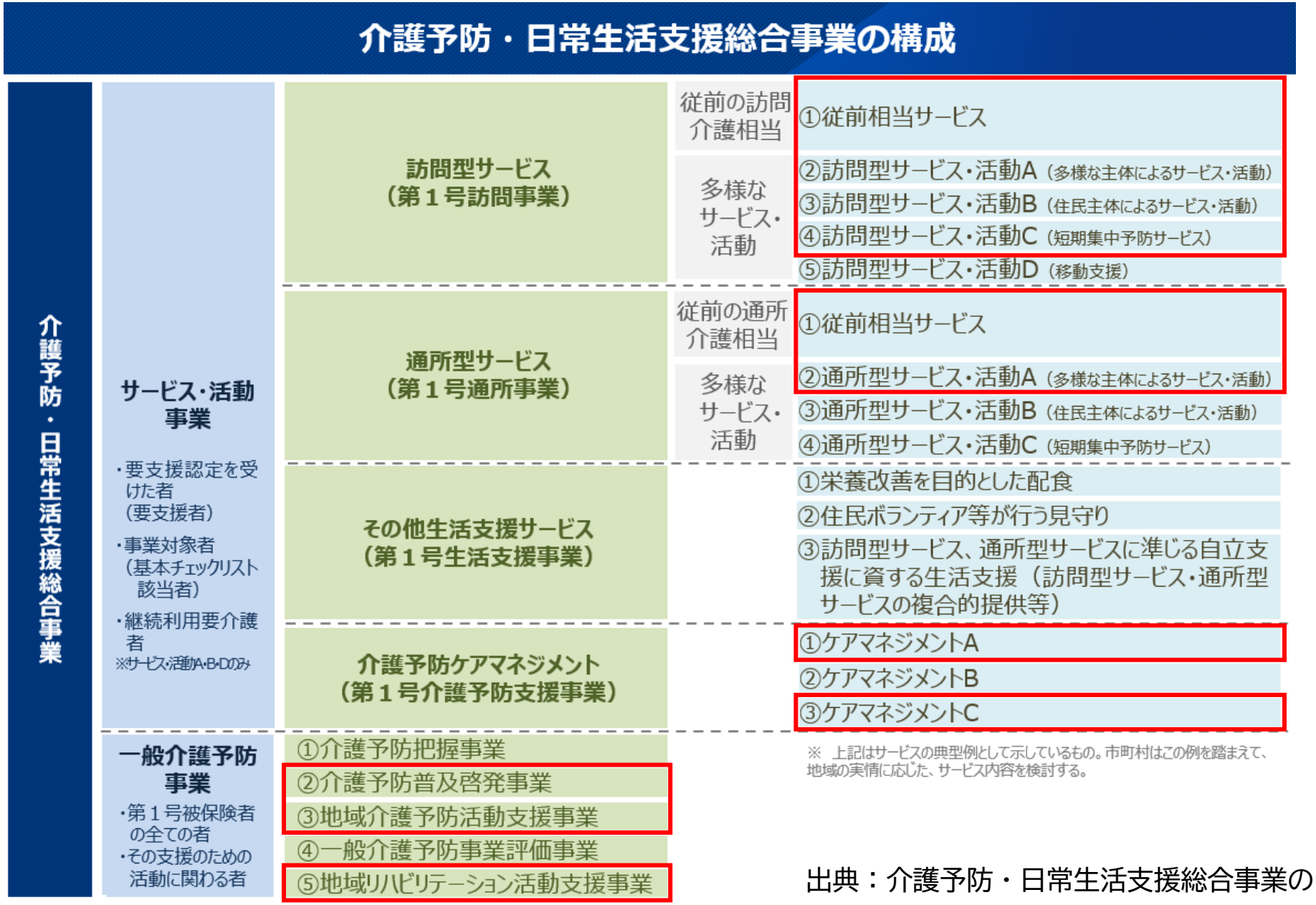
(3)国の基本的な考え方

- 住民主体の多様なサービス・活動の充実を図り、高齢者の選択できる生活支援・介護予防サービスを充実し、在宅生活の安心確保を図る。
- 高齢者の社会参加の促進や介護予防に資する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けたサービス展開による自立の促進や重度化予防の推進等を目指す。

多様な生活支援の充実	高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり	介護予防の推進
市町村、事業者等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開	認知症施策の推進	共生社会の推進

出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより抜粋

3．総合事業の構成



出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

４．本市の基本的な考え方

(1)従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスの継続

- 移行前の要支援認定者のうち、介護職による専門的なサービスを必要とする人には、現行相当サービスを継続して提供する。

(2)多様なニーズに対応したサービスを創設

- 身体介護を含まない生活支援サービス、時間を短縮したミニデイサービス、機能訓練の提供を目的としたサービスを設けるとともに、多様な提供主体の参入を促進し、高齢者の自立を支援する。

(3)住民主体の自主的な活動を推進

- 高齢者をはじめ、地域住民等によるサービスの提供を推進する。

5．本市のサービス・活動事業

(1)訪問型サービス

類型	従前相当サービス	訪問型サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動）	訪問型サービス・活動B （住民主体によるサービス・活動）	訪問型サービス・活動C （短期集中予防サービス）
名称	予防型訪問介護	生活支援型訪問介護	訪問型住民主体サービス	訪問型個別支援
サービス内容	**生活援助** ・調理、洗濯、掃除の支援など **身体介護** ・食事、入浴、排せつの介助など	**生活援助** ・調理、洗濯、掃除の支援など **市の研修修了者も従事する場合があります。**	**生活援助** ・調理支援、ゴミ出し、買物など **ボランティア団体による支援です。詳しくは市ホームページをご覧ください。**	**閉じこもり、認知症、うつ予防に関する保健師による個別支援**
自己負担のめやす（1割）	**週1回程度** 1カ月　1,176円 **週2回程度** 1カ月　2,349円 **週2回程度を超える** ※1 1カ月　3,727円	**週1回程度** 1カ月　929円 **週2回程度** 1カ月　1,858円 **週2回程度を超える** ※1 1カ月　2,787円	※利用料金（利用者負担金）は各団体により異なります。 ※利用の際は、利用申込が必要です。	※利用にかかる自己負担はありません

※1　要支援1の人は利用できません。

出典：令和8年度版「ともにはぐくむ介護保険」

5．本市のサービス・活動事業

(2)通所型サービス

類型	従前相当サービス	通所型サービス・活動A （多様な主体によるサービス・活動）	
名称	予防型通所介護	ミニデイ型通所介護	運動型通所介護
サービス内容	食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援 ※主に6～7時間程度	日常生活上の支援や運動・レクリエーション ※3時間程度 市の研修修了者も従事する場合があります。	運動器の機能向上のための支援 ※2時間程度
自己負担のめやす（1割）	要支援1、事業対象者 1カ月　1,798円 要支援2、事業対象者 1カ月　3,621円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担	要支援1、事業対象者 1カ月　1,414円 要支援2、事業対象者 1カ月　2,828円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担	1回　366円 ・送迎含む

出典：令和8年度版「ともにはぐくむ介護保険」

6．台風等の自然災害に係る事業所休業時の日割り算定について

対象　　総合事業（予防型訪問介護、生活支援型訪問介護、予防型通所介護、ミニデイ型通所介護）

1．算定対象となる日数は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数とする。

8月

1	2	～	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
													休業	休業	

※月跨ぎ再開、同月再開であっても日割りの取り扱いは同様

2．休業の影響を受けず計画通りの利用ができた方は月額包括報酬とする(日割り算定を行わない)。
また、同月内での振替で計画通りの回数を利用できた場合も含む。
(前述の同月内の理由は月毎に給付管理する為、翌月の振替を行わない。)

前提	台風等の自然災害の影響により、介護予防通所リハビリテーションまたは総合事業を提供している事業所が休業し、利用者に対して、計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、休業日を差し引いた日割り計算を行うこととする。 （利用者個人の取り扱い）
利用者都合の休み	台風等の自然災害の影響により、事業所が休業したが、休業が決定する前から、その休業期間のサービスは利用者都合で休む予定だった場合は月額包括報酬とする。 （休業の影響を受けなかったものとする）
振替	台風等の自然災害の影響で事業所が休業し、再開後、当月内の振替ができれば、その利用者は月額包括報酬とする。
振替不可時	台風等の自然災害の影響による事業所休業に対する振替提案について、利用者の都合により拒否があった場合は日割り算定する。 （休業の影響を受けたものとする）
定期休業日の取り扱い	台風等の自然災害の影響による休業期間中の定期休業日は日割り算定の休業期間に含む。

※こちらの取り扱いは、厚労省通知が発出された場合に限るとし、今後発出される厚労省通知に基づき見直す場合があります。変更等ございましたら、メール等で周知を行いますので宜しくお願い致します

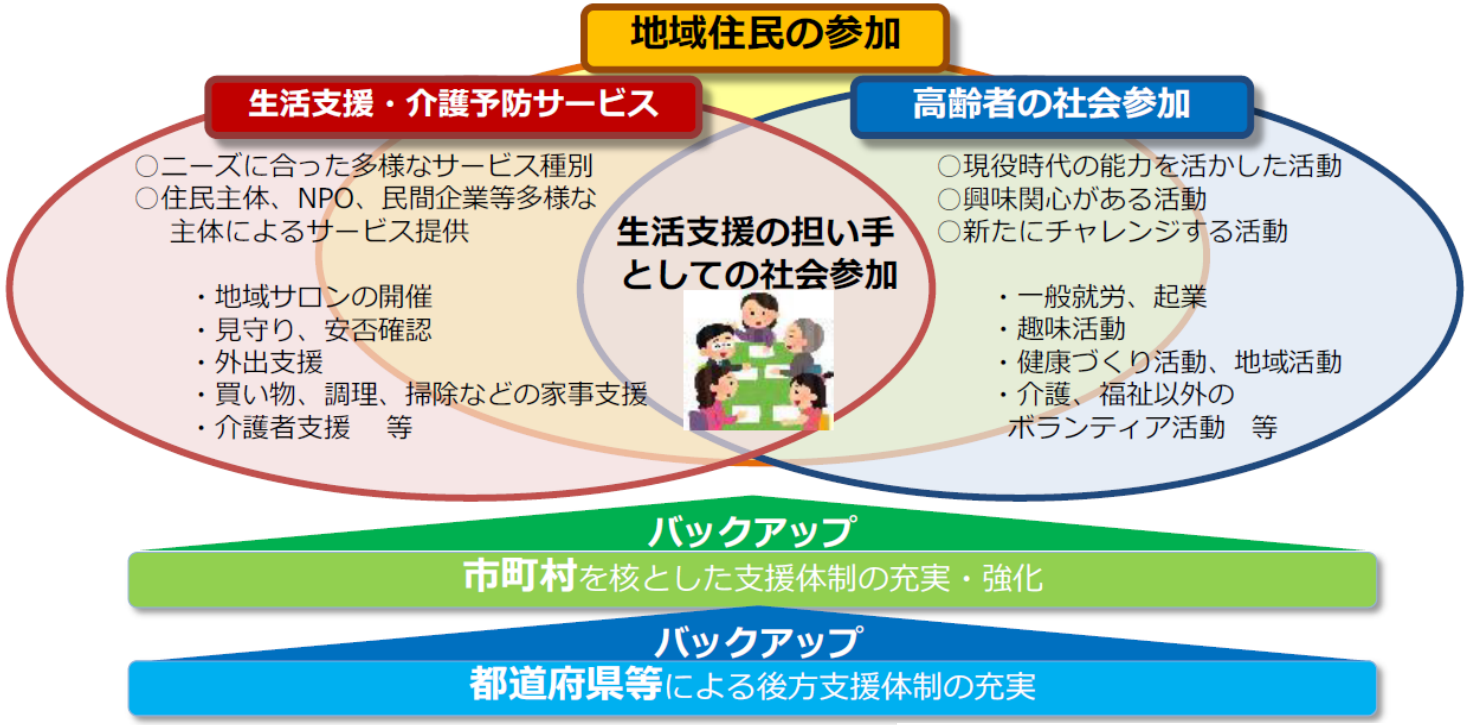
7．総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業の推進
～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

○ 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、ＮＰＯ、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。

○ 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。

○ 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、
制度的な位置づけの強化を図る。



出典：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

８．根拠法令

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の根拠法令

- 介護保険法（第115条の45第1項）

(2)国の省令等

- 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン
- 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのＱ＆Ａ
- 地域支援事業実施要綱

(3)市の要綱等

- 鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- 鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱